

虐待防止のための指針

医療法人 松岡会
やすたけ訪問看護ステーション

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の維持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為を行いません。

- (1) 身体的虐待
- (2) 心理的虐待
- (3) 性的虐待
- (4) 放棄・放置
- (5) 経済的虐待

2. 虐待防止委員会に関する事項

当事業所は、虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会を設置します。

本委員会の虐待防止責任者は管理者とし、委員会は年1回以上開催する。

委員会では以下の事を協議します。

- (1) 虐待防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合、行政機関への通報が迅速かつ適切に行われる為の方法に関すること
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (6) 再発防止策を講じた際に、その効果について評価すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

- (1) 虐待防止のための職員研修を原則年1回実施します。
- (2) 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、出席者などを記録に保存します。

4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者に報告します。
- (2) 虐待防止責任者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ関係者から事情を確認します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合は、本人の対応の改善を求め、職業規則に基づき、必要な措置を講じます。
- (4) 緊急性が高いと判断される場合は行政機関に報告します。
- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要および再発防止策を行政機関に報告します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに行政機関に報告するとともに、その要因の除去に努めます。また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関・警察等に協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業などの情報提供し、必要に応じて、行政機関などの関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人などの連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7. 虐待などに係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待などの苦情相談については、苦情受付者は受付内容を虐待防止責任者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対応する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

8. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針を閲覧出来るように事業所に備え付ける。

また、事業所ホームページにも公開する。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

3.虐待防止のための職員研修に関する基本方針に定める研修のほか、行政、外部機関により提供される研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

(付則)

本指針は、令和6年4月1日より施行する

令和7年 9月13日一部改正